

## 配偶者との離死別と高齢者の生活状況

濱本 知寿香\*

## 抄 録

本論文は、「国民生活基礎調査」(2013年)の匿名データを使用して、配偶者と離死別した高齢者の生活状況を把握した。分析対象は、単独世帯と夫婦のみ世帯の高齢女性で、単独世帯はさらに配偶関係で分類した。家計や生活意識の項目を用いて、離別高齢女性と死別高齢女性だけでなく、夫婦のみ世帯の高齢女性とも比較し、その違いを検討した。分析結果は以下のとおりである。(1) 離別女性と死別女性の貧困率は、有配偶女性の3倍以上と高くなっている。(2) 離別女性は低年金の割合が高い。公的年金は死別女性の主要な収入源となるが、受給額の格差を生み出す制度にもなっている。(3) 貧困水準未満の所得でもその所得内に支出を抑えなければいけない状況、資産形成が行えず取り崩す資産がなくライフサイクル仮説が成り立たない状況にある離別女性が確認される。(4) 家計状況だけでなく、離別女性であることそのものが生活意識の苦しさに関連している。

キーワード：配偶関係、貧困率、離死別高齢女性、単独世帯、公的年金

社会保障研究 2019, vol.4, no.1, pp.20-32.

## I はじめに

本論文は、「国民生活基礎調査」を使用して、配偶者と離死別した高齢女性の生活状況を把握することを目的とする。

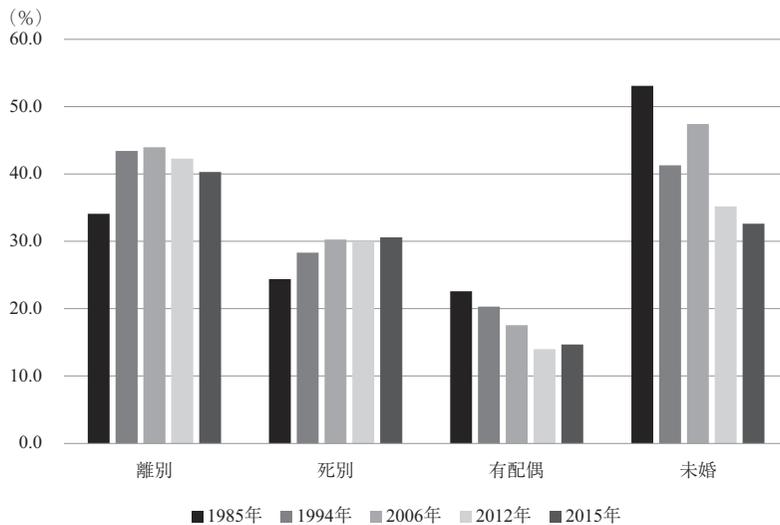
高齢期における貧困率が高いことは、岩田(1996)、白波瀬(2006)、橋木・浦川(2006)、阿部(2006)などで指摘されて以降、研究が蓄積されている。高齢者の貧困率は現在も高いことに変わりはないが低下傾向にある。近年は、世帯構造<sup>1)</sup>変化に着目した研究がさらに進化している〔山田・四方(2016)、徳富・浦川(2018)など〕。

高齢者の世帯構造は大きく変化している。「国民生活基礎調査」で世帯構造別にみた65歳以上の者のいる高齢者世帯の構成割合をみると、1989年の35.7%（単独世帯が14.8%、夫婦のみ世帯が20.9%）が、2016年には58.2%（それぞれ27.1%、31.1%）に増加している。平成の時代に22.5ポイントも増加している。これは2015年の「国勢調査」でも確認でき、65歳以上の単独世帯が特に女性で多いことも示されている。

問題なのは、増加している単独世帯の女性の貧困率が高いことである。阿部(2017)によると、1985年の7割台から30年の間に4割台に低下してきたが依然として高い。2015年は、2012年の44.6%

\* 大東文化大学経済学部 准教授

<sup>1)</sup> 以下では、世帯構造、単独世帯、高齢者世帯の用語は国民生活基礎調査に準じて使用する。



出所：阿部（2010）付表pp.114-116, 阿部（2017）p.66, 阿部（2018）p.20を用いて筆者作成。

図1 高齢女性の配偶関係別にみた貧困率

から46.2%の増加に転じるという変化もみられている〔阿部（2018）〕。

そして、高齢者、特に単独の高齢者世帯の生活にとって公的年金が重要な役割を果たすが、年金制度は離別高齢者か死別高齢者かで適用される制度が異なる。つまり、公的年金制度の影響を受けて、配偶関係で高齢女性の生活状況は異なってくる。

阿部が「国民生活基礎調査」を用いて算出した高齢女性の30年間の貧困率〔阿部（2010, 2017, 2018）〕を示した図1から、配偶関係の違いで貧困率に差があることが確認できる。1990年代以降、死別高齢女性は3割前後、離別女性は4割以上という貧困率の違いがあり、ともに有配偶女性の1.5～2倍の高さとなっている。配偶関係を考慮した上で高齢女性の貧困リスクへの影響を分析しているものとして山田（2010）があるが、こうした

研究はまだ少ない。増加している単独高齢女性、貧困率が高い単独高齢女性を今後の政策課題として検討するためには、離別と死別に分けた生活状況が明らかになっている必要がある。

以上の背景から、本論文は「国民生活基礎調査」の家計<sup>2)</sup>や生活意識項目を用いて、「高齢者世帯」内の単独世帯と夫婦のみ世帯の女性の比較、単独世帯の離別女性と死別女性の比較を通じて、その実態を把握することを目的とする。

## II 政府統計からみた離死別高齢者

離別高齢女性と死別高齢女性の生活実態がこれまで明確になっていない理由の一つとして、政府統計からとらえることが難しいことがあげられる。基幹統計調査で配偶関係の項目をみると、表1のように離別と死別が分類された調査は、国勢

<sup>2)</sup> 子どものいる世帯の所得格差や貧困が阿部（2005）や大石（2005）により取り上げられて以降、なかでも貧困率が高いひとり親世帯に関する研究が増えている。しかし、ひとり親世帯の母のその後をとりあげたものは、大矢・湯澤（2018）など限られている。「国民生活基礎調査」では、別居子の有無の調査項目はあるが、その子を養育したかわからないため、離死別した女性がひとり親世帯を経験した母であるか判別できない。以下のIVの（5）で検討した資産については別居子がいる場合、つまりひとり親世帯の母である可能性が高い場合、貯蓄額が低く、資産形成が十分とはいえない結果となった。こうした視点からの分析は今後の課題としたい。

表1 基幹統計調査の配偶関係項目

調査名	調査周期 【最新年】	配偶関係項目
家計調査 (総務省統計局)	毎月	配偶者の有無の項目なし (続き柄のみあり)
国勢調査 (総務省統計局)	5年 【2015年】	4分類 未婚/配偶者あり/死別/離別
国民生活基礎調査 (厚生労働省)	毎年 (大規模調査 の周期は3年) 【2016年】	4分類 配偶者あり/未婚/死別/離別
社会生活基本調査 (総務省統計局)	5年 【2016年】	3分類 未婚/配偶者あり/死別・離別
就業構造基本調査 (総務省統計局)	5年 【2017年】	3分類 未婚/配偶者あり/死別・離別
住宅・土地統計調査 (総務省統計局)	5年 【2018年】	2分類 あり/なし
全国消費実態調査 (総務省統計局)	5年 【2014年】	2分類 配偶者あり/配偶者なし
労働力調査 (総務省統計局)	毎月	3分類 未婚/配偶者あり/死別・離別

出所：筆者作成。

調査、国民生活基礎調査と限られている。また、国民生活基礎調査のように配偶関係の質問項目はあっても、離別と死別の違いを確認できる公表統計表は少ない。

基幹統計調査以外の政府統計<sup>3)</sup>でみると、「年金制度基礎調査」(厚生労働省)の2017年調査から配偶関係項目が加わり、配偶関係別の公的年金額が階級別ではあるが公表されている<sup>4)</sup>。

「全国ひとり親世帯等調査(旧：全国母子世帯等調査)」(厚生労働省)はひとり親世帯になった理由が質問されているため、死別と生別のみならず、生別については、調査項目によっては離婚・未婚の母・その他(遺棄・行方不明・その他)の実態が把握できる。また、寡婦についてもかつては調査されていたが、「児童を養育しておらず、かつ配偶者のいない女子であって、30歳以上65歳未満の者(未婚のものを除く。)」であるため、65歳

以上の母の実態はつかめない。寡婦の調査は2006年度以降行われていない。

### Ⅲ 使用データと分析対象者

本論文で使用するデータは、2013年の「国民生活基礎調査」匿名データB<sup>5)</sup>である。使用する調査票は、世帯票(2013年6月実施)、所得票(2013年7月実施)、貯蓄票(2013年7月実施)、健康票(2013年6月実施)である。世帯の一人が代表して回答する調査票と、各世帯員が回答する調査票がある。所得票は調査前年の2012年1月から12月までの1年間、貯蓄票は2013年6月末日現在、世帯票内にある家計支出額は2013年5月の状況を回答する。

匿名データは、回答者が特定されないようリサンプリングや上限値の加工<sup>6)</sup>が施されている。また、年齢は65～69歳のように5歳刻みの階級による提供で、所得は世帯の合算額の提供である。また、所得の内訳は雇用者所得と公的年金・恩給による所得のみの提供で、その他の社会保障給付金や仕送りはわからない。税金や社会保険料も内訳の提供はなく、世帯で合算された「税金・社会保険料」となっている。

分析の対象は、世帯類型が「高齢者世帯」(65歳以上の者のみで構成する世帯)で、世帯構造が単独世帯と夫婦のみの世帯の高齢女性(1,290名)である。単独世帯はさらに配偶関係で分類した。婚姻歴や離別・死別後の経過年数が調査されていないため、配偶関係は調査時点のものになる。以下の図表では、「単独世帯の離別女性(以下、離別女性)」(62名)、「単独世帯の死別女性(以下、死別女性)」(432名)、「夫婦のみの世帯の女性(以下、有配偶女性)」(743名)、「単独世帯の未婚女性(以下、未婚女性)」(53名)<sup>7)</sup>に加え、参考までに、有

<sup>3)</sup> 国民生活基礎調査の体系内で実施される全国家庭動向調査や世帯動態調査では、配偶関係だけでなく、配偶者が死亡した年月、離婚した年月の質問項目もある。

<sup>4)</sup> 2018年12月26日公表(最終確認日：2019年3月2日)。

<sup>5)</sup> 匿名データBは、統計法第36条の規定に基づいて厚生労働省から提供を受けた。匿名データを利用して得られた結果は、匿名データを基に筆者が独自に作成、加工した統計等であり、厚生労働省が作成、公表しているものとは異なる。

<sup>6)</sup> 本論文で使用する変数で上限値が加工されているものは、家計支出額、総所得、雇用者所得、公的年金・恩給、税金・社会保険料である。

配偶女性・未婚女性・死別女性・離別女性を含む65歳以上女性全体(2,497名)<sup>8)</sup>の数値(図表内の「参考：全体」)も示した。特に離別女性と未婚女性の人数が少ないが、離別女性の実態を把握するためにこれらを一つにまとめていない。読み取る際には留意する必要がある。また、それと関連して、図表内では一部、統合して示している。欠損値のサンプルは、変数ごとに除いた。

以下では、離別女性、死別女性の所得、支出、資産、生活意識の実態を、有配偶女性との比較や、離別女性・死別女性間の違いを通じて把握していく。

#### Ⅳ 分析結果

##### (1) 対象者の属性

分析対象者の属性を示したものが表2である。

表2 配偶関係別にみた対象者の属性

	離別女性	死別女性	有配偶女性	未婚女性	参考：全体
年齢階級					
65～69歳	43.5%	12.0%	34.2%	35.8%	26.5%
70～74歳	22.6%	19.4%	32.2%	20.8%	24.1%
75～79歳	16.1%	22.2%	20.3%	13.2%	18.7%
80～84歳	11.3%	24.8%	10.8%	11.3%	16.1%
85歳以上	6.4%	21.5%	2.6%	18.9%	14.6%
学歴					
小学・中学	47.2%	43.6%	30.0%	30.6%	42.3%
高校・旧制中	41.5%	49.6%	57.9%	57.1%	50.1%
短大・高専・大学・大学院	11.3%	6.8%	12.1%	12.2%	7.6%
住居の種類					
持ち家	43.5%	73.4%	85.6%	60.4%	83.7%
民間賃貸住宅	17.7%	13.4%	6.1%	22.6%	7.1%
社宅・公務員住宅等の給与住宅	0.0%	0.2%	0.3%	0.0%	0.2%
都市再生機構・公社等の公営賃貸住宅	25.8%	9.7%	5.9%	15.1%	6.6%
借間・その他	12.9%	3.2%	2.2%	1.9%	2.4%
就労率					
65～74歳	25.0%	18.3%	18.1%	32.1%	23.2%
75歳以上	5.0%	2.5%	8.4%	13.6%	7.5%

出所：2013年国民生活基礎調査 匿名データBを用いて筆者作成。

<sup>7)</sup> 本論文は、配偶者と離別した女性と死別した女性の実態把握が目的のため、本文ではこれらの女性の違いを中心に述べている。未婚女性については図表を参照していただきたい。

<sup>8)</sup> 夫婦と未婚の子のみの世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯、三世帯世帯などの世帯が含まれる。65歳以上女性を全体としたため、夫が65歳未満の女性も含まれている。

<sup>9)</sup> 国民生活基礎調査では、住宅・土地統計調査や、全国消費実態調査などと異なり、都道府県・市区町村営の賃貸住宅と都市再生機構・公社等の賃貸住宅を分けず、「都市再生機構・公社等の公営賃貸住宅」という選択肢となっている。

表3 配偶関係別にみた等価可処分所得と貧困率

	離別女性	死別女性	有配偶女性	未婚女性	参考：全体
①等価可処分所得中央値（万円/年）	116	132	204	136	202
②-1貧困率	53.4%	45.6%	14.3%	47.6%	22.3%
②-2貧困率〔年齢階級別〕					
65～74歳	46.2%	35.3%	14.3%	40.0%	18.7%
75歳以上	68.4%	50.6%	14.4%	58.8%	26.1%
③等価可処分所得の貧困線に占める割合					
75%未満	25.9%	29.5%	5.9%	28.6%	12.4%
75%以上100%未満	27.6%	16.1%	8.5%	19.0%	9.9%
100%以上125%未満	17.2%	14.5%	8.1%	7.1%	9.2%
125%以上150%未満	5.2%	15.0%	12.7%	16.7%	10.7%
150%以上200%未満	13.8%	16.7%	33.5%	21.4%	21.9%
200%以上	10.3%	8.2%	31.4%	7.1%	35.9%
④貧困ギャップ率（%）	0.147	0.160	0.037	0.145	0.070
2乗貧困ギャップ率（%）	7.421	9.226	1.915	7.865	3.903

出所：2013年国民生活基礎調査 匿名データBを用いて筆者作成。

## (2) 等価可処分所得と貧困率

家計状況のうち、所得に関する部分をみるために、等価可処分所得と、これを利用して貧困率をみていく（表3）。以下では、可処分所得<sup>10)</sup>だけでなく公的年金額、家計支出額、貯蓄額についても、有配偶世帯女性と単独世帯女性の世帯規模を調整する際には、OECDで使用されている等価尺度を用い、有配偶女性の世帯を $\sqrt{2}$ で割って等価額にしている。

表3の①は、配偶関係別にみた等価可処分所得の中央値である。離別女性が116万円、死別女性が132万円で、有配偶女性の204万円を100とすると、離別女性が57、死別女性が64とともに低く、特に離別女性で低い。

②-1は貧困率である（②-2は後述する）。貧困率は、2013年の国民生活基礎調査の貧困線（122万円）を使用し、等価可処分所得が貧困線未満の人の割合を出したものである。貧困率は離別女性で高く53.4%となっている。死別女性も45.6%と高く、有配偶女性の14.3%と比べると、離別女性が3.7倍、死別女性が3.2倍という高さである。離別女性と死別女性のこの値は図1よりも高く、単独世帯でより深刻な貧困率となっていることもわかる。

③は貧困線に対する等価可処分所得の割合の分布を配偶関係別にみたものである。貧困線の75%未満という低い所得の人の割合が、離別女性、死別女性ともに高く、25～30%を占めている。これに対し、有配偶女性は、貧困線の1.5倍以上の人の割合が65%を占めている。

また、離別女性は貧困線周辺の人々の割合が44.8%（27.6%+17.2%）と高く、この周辺部分も含めた125%未満の人は70.7%にもなる。有配偶女性はこの割合が約50ポイント低い22.4%であることから、離別女性はこの部分に集中していることがわかる。死別女性もこの割合が60.1%であることから貧困線を少し超えたあたりまでの所得の人の割合が高くなっている。これに加え、75%未満の階級にある人が高いことは、貧困線未満の人についてはその貧困の度合いが深いことを示唆している。これを示したものが、④の貧困ギャップ率と2乗貧困ギャップ率である。死別女性は離別女性よりもさらに2乗貧困ギャップ率が高いことから、貧困状態はより深刻であることもわかる。

## (3) 公的年金

ここでは、公的年金受給額についてみていく。死別女性は、配偶者の加入制度、配偶者の所得状

<sup>10)</sup> 可処分所得は、所得から所得税、住民税、社会保険料および固定資産税を引いたものである。

表4 配偶関係別にみた公的年金

	離別女性	死別女性	有配偶女性	未婚女性	参考：全体
①公的年金を受給していない人の割合	6.5%	0.9%	2.8%	7.5%	2.6%
②等価年金所得（万円/年）	96	127	198	113	128
③公的年金の総所得に占める割合					
20%未満	14.6%	3.9%	5.2%	11.3%	18.9%
20%以上40%未満	11.3%	2.1%	5.5%	5.7%	15.1%
40%以上60%未満	16.1%	5.3%	10.2%	11.3%	11.9%
60%以上80%未満	4.8%	5.6%	14.8%	11.3%	10.1%
80%以上100%未満	1.6%	6.9%	16.7%	7.5%	8.7%
100%	51.6%	76.2%	47.6%	52.8%	35.3%
④基礎年金額（満額）との比較					
75%未満	29.0%	11.8%	9.8%	20.8%	
75%以上100%未満	11.3%	13.4%	7.1%	7.5%	
100%以上125%未満	12.9%	11.6%	9.4%	11.3%	
125%以上150%未満	16.1%	8.6%	8.9%	13.2%	
150%以上200%未満	19.4%	20.1%	27.7%	13.2%	
200%以上	11.3%	34.5%	37.0%	34.0%	
⑤モデル年金との比較					
50%未満	79.0%	56.9%	12.8%	58.5%	
50%以上75%未満	17.7%	26.2%	15.7%	20.8%	
75%以上100%未満		13.4%	20.9%	9.4%	
100%以上	3.2%	3.5%	50.6%	11.3%	

出所：2013年国民生活基礎調査 匿名データBを用いて筆者作成。

況や加入期間により、女性自身の受給額が異なってくる。つまり、配偶者に付随した制度となっている。また、調査年の直前に死別になった人であれば、死別後の期間が長い人もいるため、その実態は離別女性に近い人もいれば、有配偶女性に近い人もいて、とくに死別女性の受給額の格差が大きいことが予想される。

無年金者の割合をみたものが表4の①である。これは、公的年金・恩給の受給状況の質問項目で、「受給していない」に丸をつけた人の割合である。死別女性が1%未満であるの対し、離別女性は6.5%と高くなっている。

②は等価年金所得<sup>11)</sup>の中央値である。離別女性の年金所得の中央値は96万円で、死別女性の

75%、有配偶女性の48%と低くなっている。また、死別女性の年金所得中央値が127万円で、可処分所得中央値の132万円との差は小さいが、それに比べ、離別女性はそれぞれ96万円、116万円で公的年金以外の収入があることもわかる。死別女性は公的年金が主要な収入源となっており、それは③の公的年金の総所得に占める割合でも確認できる。

④は2012年度の基礎年金額満額（786,500円）<sup>12)</sup>に対する配偶関係別受給額の割合の分布をみたものである。ここで示す受給額は、基礎年金だけでなく厚生年金も含む公的年金受給額であるが、基礎年金額の75%<sup>13)</sup>未満という低い受給額の離別女性が3割を占め、低年金者の割合が高いことがわ

<sup>11)</sup> 以下の公的年金額は所得票の「公的年金・恩給による所得（万円）」を用いるが、これは2012年1年分の年金振込通知書を参考に記入することになっている。例えば年齢階級が65～69歳の場合、前年の64～68歳時のものとなるが、①匿名データは、年齢は階級値での提供であること、②所得票の公的年金額が0万円の人の割合と、上の「受給していない」人の割合の差は、離別女性、死別女性、有配偶女性とも2ポイント未満であったこと、からこのまま使用することにする。差が小さいことから、繰上げ支給している女性がいることも考えられる。

<sup>12)</sup> 有配偶女性世帯の年金額は基礎年金満額を2倍にして比較した。

<sup>13)</sup> 75%はほぼ60万円/年（月額5万円）弱、150%は120万円/年（月額10万円）弱に相当する。

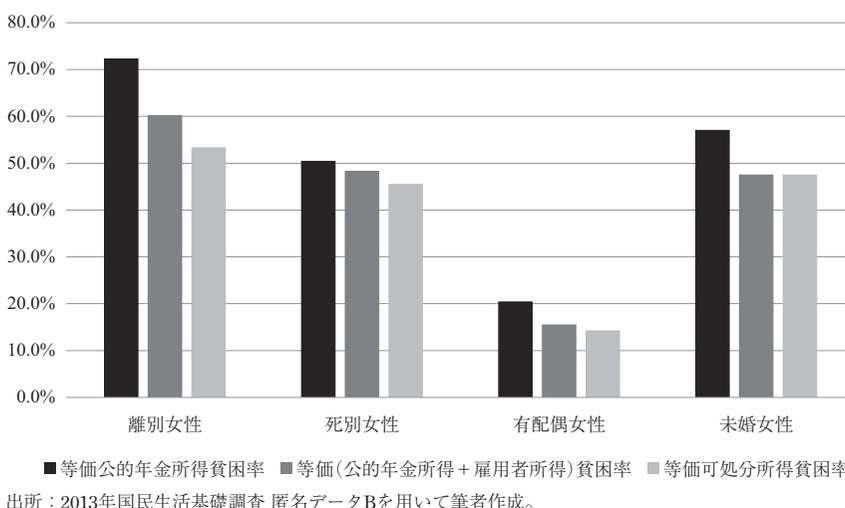


図2 公的年金所得・雇用者所得と貧困率

かる。死別女性、有配偶女性はともに75%未満の受給額の人が1割前後であることも考え合わせると、低年金の離別女性が多いことが浮き彫りになっている。死別女性については離別女性より受給額は高いが、満額未満の人が4分の1を占めていることを見落としてはならないであろう。一方で200%以上の人が3割を超えていることから、死別女性は年金格差があることがわかる。

⑤は配偶関係別受給額を2012年度のモデル年金<sup>14)</sup>と比較したものである。離別女性の8割、死別女性の6割が等価モデル年金の50%未満、離別女性の9割、死別女性の5割が等価モデル年金未満で、モデル年金は単独世帯にとって意味をなしていないことがわかる。

最後に、所得源と貧困率の関係をみておく(図2)。まず、等価公的年金所得のみで貧困率をみると、離別女性の貧困率は7割で、死別女性はそれより低いが5割と高く、有配偶女性の2割と比較しても離別女性や死別女性で高いことがわかる。次に、雇用者所得も合わせると、離別女性と死別女性に違いがある。就労率が高い離別女性は、雇用者所得が加わることで7割から6割に貧困率が下がるが、死別女性はともに5割前後でほとんど低下

しない。離別女性はさらにその他の所得が追加されて、ようやく死別女性の水準に近くなっている。それでも5割が貧困線未満で、有配偶女性と比べても貧困率が顕著に高くなっている。

以上の公的年金受給額から、離別女性は低年金者の割合が高いことを示した。公的年金所得に雇用者所得が加わっても貧困水準未満である割合が高いこともみてきた。75歳以上になると就労率が低下し(表2)、貧困率が7割と深刻な高さになっていた。それに対し有配偶女性は75歳未満も以上も14%の貧困率に変化はない(表3の②-2)。

一方、死別女性は公的年金が主な収入源で年金額は低い人もいれば、基礎年金の2倍以上を受給している人もいて差がみられた。配偶者との死別時期による影響もあるが、年金制度が生み出した格差でもあるといえるであろう。

#### (4) 家計支出額

国民生活基礎調査の家計支出額をたずねる項目は世帯票内にあり、世帯を代表する人が、調査年の5月中の家計支出総額を記入するものである。世帯合計総額を万円単位で回答するもので、費目別の項目になっていない。記入された値をみる

<sup>14)</sup> 夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額とされる230,940円である。単独世帯は等価モデル年金で比較した。

表5 配偶関係別にみた家計支出

	離別女性	死別女性	有配偶女性	未婚女性	参考：全体
①家計支出に占める公的年金の割合（％）中央値	68.1	100.0	118.5	85.3	88.0
②等価家計支出（万円/月）中央値	10.0	10.0	14.1	11.5	12.5
③平均消費性向（％）中央値	91.0	98.1	77.8	101.4	74.1
うち、貧困線以上	78.6	84.0	73.1	80.6	65.2
うち、貧困線未満	95.9	129.3	118.9	115.5	131.6
④家計収支と貧困					
黒字-貧困線以上	29.6%	38.4%	67.8%	32.5%	64.5%
赤字-貧困線以上	18.5%	16.5%	18.5%	20.0%	13.9%
赤字-貧困線未満	24.1%	31.5%	9.0%	32.5%	15.0%
黒字-貧困線未満	27.8%	13.6%	4.7%	15.0%	6.6%

出所：2013年国民生活基礎調査 匿名データBを用いて筆者作成。

と、5万円刻みの値が多くなっている<sup>15)</sup>。本論文では年額に直すときに単純に12倍して置き換えていることも含めると、分析で使用する家計支出額は正確性に欠けるものであるが、以下ではこの値を使用して配偶関係別の傾向をつかんでおきたい。

まず、公的年金所得でどれくらい家計支出額が賄えているか確認しておく。公的年金は2012年1年分の額、家計支出が2013年5月の額と時期のずれが生じているが、表5の①に家計支出額に占める公的年金所得の割合の中央値を示した。離別女性は公的年金所得が家計支出額の68%にすぎず、死別女性の100%や有配偶女性の118%と比べて低い。介護保険料や医療保険料といった社会保険料拠出分はこの家計支出額に入っておらず、公的年金所得は社会保険料特別徴収分を差し引いた手取り額でもないの、この分を考慮すると①の値はさらに低くなる。特に離別女性の公的年金が家計支出額を賄えない額であること、厳しい家計状況にあることをまずは確認できる。

それでは、家計支出額はどれくらいであろうか。配偶関係別の等価家計支出額を示した②をみると、離別女性と死別女性の月額の中央値はともに10万円である。前述したように離別女性は持ち家でない割合が高く、住居費がかかっていることを考えると、それ以外の費目の支出額が低くなっていることが予想される。

③は、平均消費性向（可処分所得に占める家計支出額の割合）を示したものである。100%を超えると赤字家計となる。離別女性は91%で死別女性の98%よりも低くなっている。離別女性も死別女性も有配偶女性の78%より高くなっているが、中央値でみると100%を超える赤字にはなっていないことがわかる。しかし、可処分所得が貧困線以上の水準か、貧困線未満の水準かで分けみると違った様相となる。可処分所得が貧困線以上の場合は、100%を超えていないが、貧困線未満であると、死別女性は129%、有配偶女性は119%で、それぞれ3割、2割の家計支出額分を金融資産から取り崩す<sup>16)</sup>などして賄っているという結果になっている。ところが、離別女性の平均消費性向は96%で、可処分所得内の家計支出額となっている。これは、「黒字」家計といっても、可処分所得が十分にあって家計支出が賄えるのではなく、可処分所得が十分でないためその所得内でやりくりしなければならない状況にあることが考えられる。また、取り崩す資産がないことから家計支出を抑えていることも予想できる。家計収支と貧困の組み合わせを配偶関係別にみた④から、「黒字」家計で貧困線未満水準は離別女性に多く、黒字家計で貧困線以上は有配偶女性に多いことがわかる。また、赤字家計で貧困線未満は死別女性に多いことも確認できる。

<sup>15)</sup> 世帯の家計支出額がわかる65歳女性2,397名中、半数以上にあたる55%が5万円刻みの回答であった。

<sup>16)</sup> ホリオカ・新見（2017）は、主に社会保障給付の削減により、退職後の高齢者世帯（夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦のみ世帯）は資産を取り崩す傾向が強まっていることを明らかにしている。

表6 配偶関係別にみた資産

	離別女性	死別女性	有配偶女性	未婚女性	参考：全体
①貯蓄額がない人の割合	35.0%	24.3%	13.8%	18.0%	16.0%
借入金がある人の割合	3.8%	4.1%	11.8%	8.9%	18.2%
②等価貯蓄額（万円）中央値	175.0	250.0	485.8	300.0	353.6
③等価貯蓄額階級					
50万円未満	39.3%	31.1%	17.9%	31.9%	22.8%
50万円以上300万円未満	19.6%	21.4%	20.1%	17.0%	24.3%
300万円以上500万円未満	5.4%	11.7%	13.0%	8.5%	11.4%
500万円以上1000万円未満	12.5%	11.2%	15.2%	12.8%	14.3%
1000万円以上	23.2%	24.5%	33.7%	29.8%	27.2%
④貯蓄額の有無と持ち家の有無					
貯蓄有-持ち家有	36.7%	56.6%	76.9%	47.7%	72.7%
貯蓄有-持ち家無	20.4%	12.7%	8.3%	27.3%	9.1%
貯蓄無-持ち家有	10.2%	17.5%	8.7%	9.1%	11.3%
貯蓄無-持ち家無	32.7%	13.3%	6.1%	15.9%	7.0%

出所：2013年国民生活基礎調査 匿名データBを用いて筆者作成。

### (5) 資産

そこで、以下では貯蓄現在高<sup>17)</sup>（以下、貯蓄額とする）をみていく。

貯蓄額がない人の割合をみた表6の①をみると、離別女性は35%、死別女性は24%で、有配偶女性の14%より高くなっている。①では借入金<sup>18)</sup>がある人の割合も示した。借入金がある離別女性、死別女性はともに5%未満で、有配偶女性の12%の半分以下となっている。

それでは、貯蓄額はどれくらいであろうか。配偶関係別に等価貯蓄額の中央値をみたものが②である。離別女性の等価貯蓄額中央値は175万円、死別女性は250万円で、有配偶女性の486万円のそれぞれ51%、36%にすぎない。③で階級別にみると、貯蓄額が50万円未満の離別女性は4割、死別女性は3割で、有配偶女性の2割弱に比べて、貯蓄があっても低い額である女性が多くなっている。配偶関係に関係なく1000万円以上の貯蓄額の女性は2割以上いるが、有配偶女性は離別女性の23%、死別女性の25%より約10ポイント高くなっている。

ところで、離別女性と異なり死別女性は持ち家が多いことは先述した。貯蓄がなくても持ち家かそうでないかは生活状況に影響してくる。そこで、貯蓄額の有無と持ち家の有無を組み合わせると配偶関係別にみたものが④である。離別女性は貯蓄も持ち家もある人が37%、一方で貯蓄も持ち家もない人が33%であるのに対し、死別女性の半数以上にあたる57%が貯蓄も持ち家もあり、とにもない人は13%で少ないという離別女性と死別女性の違いがみられる。有配偶女性は8割近くが貯蓄も持ち家もあり、とにもない人は1割に満たない。

このように、金融資産に加え住宅資産も加えた結果から、資産形成が行えなかった、あるいはすでに資産を取り崩してしまっていて高齢期を迎えている人が離別女性に多いことが明らかになった。現役時代に資産を形成し、退職後は公的年金や資産を取り崩して生活するライフサイクル仮説が、特に離別女性では成り立たないことを示唆するものといえるであろう。

<sup>17)</sup> 貯蓄現在高は、以下の①から④の世帯員全員の6月末日現在の合計額を記入するというものである。①金融機関への預貯金、②生命保険、個人年金保険、損害保険、簡易保険にこれまでに払い込んだ保険料（掛け捨て保険は除く）、③6月末日の時価で計算した株式、株式投資信託、債券、公社債投資信託、金銭信託・貸付信託、④その他の預貯金（財形貯蓄、社内預金等）。

<sup>18)</sup> 借入金は、土地・家屋の購入、耐久消費財の購入、教育資金などに充てた借入金額の6月末日現在の世帯合計額である。

表7 配偶関係別にみた健康意識, 生活意識

	離別女性	死別女性	有配偶女性	未婚女性	参考：全体
自覚症状がある人の割合	61.8%	56.8%	47.8%	54.7%	50.8%
自覚症状がある人の割合（年齢階級別）					
65～74歳	52.6%	51.1%	43.5%	40.0%	42.7%
75歳以上	82.4%	59.4%	56.7%	73.9%	59.5%
健康意識					
よい	14.3%	6.5%	11.4%	13.7%	9.5%
まあよい	12.5%	14.2%	17.9%	21.6%	14.9%
ふつう	48.2%	50.1%	49.2%	41.2%	51.1%
あまりよくない	23.2%	24.3%	18.1%	21.6%	20.5%
よくない	1.8%	4.8%	3.3%	2.0%	4.0%
健康意識がよくない人の割合（年齢階級別）					
65～74歳	15.4%	22.3%	17.5%	13.3%	17.3%
75歳以上	47.1%	32.3%	29.4%	38.1%	32.1%
こころの状態がよくない人の割合	25.9%	31.5%	23.5%	29.4%	28.2%
こころの状態がよくない人の割合（年齢階級別）					
65～74歳	20.5%	30.4%	22.9%	26.7%	25.2%
75歳以上	40.0%	32.0%	24.8%	33.3%	31.6%
生活意識					
大変苦しい	35.5%	21.8%	21.8%	26.4%	25.6%
やや苦しい	38.7%	31.5%	31.0%	35.8%	32.7%
普通	22.6%	43.8%	42.8%	34.0%	38.5%
ややゆとりがある＋大変ゆとりがある	3.2%	3.0%	4.5%	3.8%	3.2%
生活意識が苦しい人の割合（年齢階級別）					
65～74歳	78.0%	61.0%	55.4%	60.0%	61.1%
75歳以上	66.7%	49.7%	47.6%	65.2%	55.4%

出所：2013年国民生活基礎調査 匿名データBを用いて筆者作成。

## (6) 生活意識

最後に配偶関係別の生活意識について検討するが、その前に健康に関する項目についても簡単にふれておきたい。

表7は、健康票にある自覚症状の有無、健康状態、こころの状態、世帯票にある生活意識を配偶関係別にみた結果である。自覚症状の有無<sup>19)</sup>をみると、年齢が高くなるほどある人の割合は高くなるが、特に75歳以上の離別女性は8割以上と高くなっている。死別女性は6割で有配偶女性とほぼ同じ割合となっている。

現在の健康状態をたずねた健康意識も年齢が高いほどよくない人の割合が高くなり、75歳以上は離別女性の5割がよくないと答えている。「こころの状態」がよくない人<sup>20)</sup>は、死別女性で高くなっていた。75歳未満だけをみても死別女性で高かったことから、死別後間もない人の結果が影響している可能性も考えられる。

所得票にある生活意識<sup>21)</sup>については、離別女性の36%が大変苦しい、39%がやや苦しいと回答しており、合わせると75%が苦しいと感じている。死別女性よりも20ポイントも高い値である。死別

<sup>19)</sup> 「ここ数日、病気やけがなどで体の具合が悪いところ（自覚症状）がありますか」の質問にあるかないかで答えるものである。

<sup>20)</sup> 「神経過敏に感じましたか」「絶望的だと感じましたか」「そわそわ、落ち着かなく感じましたか」「気分が沈み込んで、何が起こっても気が晴れないように感じましたか」「何をするのも骨折りだと感じましたか」「自分は価値のない人間だと感じましたか」の6つに「まったくない」(0点)、「少しだけ」(1点)、「ときどき」(2点)、「たいてい」(3点)、「いつも」(4点)で点数化したもので、ここでは5点以上の人の割合をみた。

表8 生活意識に関するロジスティック回帰分析結果

被説明変数			B	標準誤差	オッズ比
生活意識苦しい (=1)					
説明変数					
学歴	基準：大学卒	高卒	0.169	0.274	1.184
		小中卒	0.163	0.304	1.177
家計収支と貧困	基準：黒字-貧困線以上	赤字-貧困線以上	0.428	0.225*	1.534
		赤字-貧困線未満	0.547	0.253**	1.728
		黒字-貧困線未満	0.609	0.349*	1.839
借入金	基準：借入金なし	借入金あり	1.002	0.347***	2.725
貯蓄額の有無と持ち家の有無	基準：貯蓄有-持ち家有	貯蓄有-持ち家無	0.177	0.265	1.193
		貯蓄無-持ち家有	1.160	0.358***	3.191
		貯蓄無-持ち家無	1.205	0.349***	3.335
こころの状態	基準：5点未満	5点以上（状態がよくない）	0.449	0.191**	1.566
配偶関係	基準：死別	有配偶	0.341	0.197*	1.406
		未婚	0.714	0.452	2.043
		離別	1.383	0.477***	3.987
定数			-0.977	0.317***	0.377
	疑似決定係数		0.143		
	N		665		

注：\*\*\*, \*\*, \*は、それぞれ1%, 5%, 10%の有意水準を示す。  
出所：2013年国民生活基礎調査 匿名データBを用いて筆者作成。

女性と有配偶女性の割合に差はみられないが、年齢別でみると65～74歳は有配偶女性で苦しい人の割合がわずかに低くなっている。年齢別で特徴的なことは、貧困率とは異なる傾向にあることである。すなわち、貧困線未満の人の割合は75歳以上のほうが高くなっていたが、生活意識が苦しい人の割合は75歳以上のほうが低くなっている。所得以外の要因が関連していることがうかがえる。

以下では、生活が苦しいと感じる人がどのような人か、これまでみてきた家計状況とどのような関連があるかを検討していく。分析の対象はこれまでみてきた高齢女性全員とし、被説明変数は、生活意識が苦しいと回答した人を1、それ以外を0とする変数に対してロジスティック回帰分析を行った。説明変数には、配偶関係に加えて学歴、(4)で検討した家計収支と貧困、(5)で検討した貯蓄額の有無と持ち家の有無、借入金の有無、これにこころの状態も加えた。表8は、偏回帰係数、

標準誤差、オッズ比を示したものである。

家計収支をみると、貧困線未満の所得水準でありながらその中で消費支出を抑えなければならない「黒字」の場合、そうでない場合と比べて生活意識が苦しい確率が1.84倍となっている。限られた所得のなかでやりくりしなければならないことで生活意識が苦しくなっていることが示されている。

資産に関連する項目をみると、借入金があることに加え、貯蓄がない場合、苦しくなると感じる確率が高くなる。貯蓄があり持ち家の場合と比較してどちらもない場合は3.34倍生活意識が苦しくなっている。持ち家であっても貯蓄がない場合は3.19倍苦しくなっている。

こころの状態の項目をみると、精神的にストレスを感じるなどの問題がある場合、生活が苦しいと感じる確率が高くなっている。

これに加え、死別女性に比べて離別女性である

<sup>21)</sup>「現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか。」をたずねたもので、世帯主または世帯を代表する者が「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」から選択するものである。この質問項目は、各世帯員が記入する所得票の中にあるが、生活意識については世帯主を代表する人だけに限定している。そのため、有配偶女性の場合は、女性本人でなく配偶者が回答している可能性がある。

場合、離別女性であることそのものが、生活が苦しいという意識と関連している。例えば、社会保障制度をはじめとした離別女性に不利な扱い、それによる生活困難がこうした意識につながるであろう。

学歴は有意でなく、大学卒に比べて高校卒であることや小中学校卒であることと、生活が苦しいと感じる意識には関連はみられなかった。

## V おわりに

本論文は、2013年の「国民生活基礎調査」の匿名データを用いて、単独世帯の離別高齢女性と死別高齢女性の実態を、夫婦のみの世帯の高齢女性とも比較することで把握してきた。

公的年金制度に関して、死別女性は配偶者に付随する制度であることから受給額に格差がみられ、離別女性は低年金者が多くみられることをまず確認した。今回対象にした世代の高齢女性の年金が低い理由の一つとして、脱退手当金を受け取ることで、厚生年金記録が消滅したことも考えられる。いずれにせよ、公的年金が、単独世帯の高齢女性にとって安定した生活を送ることができる制度となっていないことは明らかであろう。

死別女性や有配偶女性と比較することでみてきた離別女性の特徴として、貧困水準未満の所得でもその所得内に支出を抑えなければいけない状況、資産形成が行えず取り崩す資産がなくライフサイクル仮説が成り立たない状況も確認した。

そして、こうした状況が生活意識を苦しくさせ、さらにはこの状況を制御してもなお、離別女性であることが生活の苦しさ意識に関連していたこともみてきた。

こうした結果から、どのような世帯に対しても社会保障が生活上のリスクに対応し、安心した生活の実現を可能にするものとして機能するよう制度を検討し直す必要があるだろう。まずは、基礎的な消費生活、最低生活が保障されることが重要である。ただし、その際の保障基準は、支出を抑

制せざるを得ない家計を参照して設定することがあってはならない。また、現役時代からの資産形成、住宅保障に向けた制度づくりも不可欠であろう。

## 参考文献

- 阿部 彩 (2005)「子どもの貧困—国際比較の視点から—」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』pp.119-142。
- (2006)「貧困の現状とその要因—1980-2000年代の貧困率上昇の要因分析」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配—格差拡大と政策の役割』東京大学出版会, pp.111-137。
- (2010)「日本の貧困の動向と社会経済階層による健康格差の状況」『生活困難を抱える男女に関する検討会報告書—就業構造基本調査・国民生活基礎調査 特別集計—』内閣府男女共同参画局。
- (2017)「『女性の貧困と子どもの貧困』再考」松本伊智朗編『『子どもの貧困』を問いなおす—家族・ジェンダーの視点から』法律文化社, pp.57-75。
- (2018)「相対的貧困率の動向：2012-2015」<https://www.tmu-beyond.tokyo/child-and-adolescent-poverty/wp-content/uploads/2018/11/相対的貧困率の動向：2012-15.pdf> (最終確認日：2019年3月2日)。
- 岩田正美 (1996)「高齢者の「自立」と貧困・不平等の拡大」『大原社会問題研究所雑誌』No.447, pp.15-25。
- 大石亜希子 (2005)「子どものいる世帯の経済状況」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』pp.29-52。
- 大矢さよ子・湯澤直美 (2018)『シニアシングルズ 女たちの知恵と縁』大月書店。
- 白波瀬佐和子 (2006)『変化する社会の不平等—少子高齢化にひそむ格差』東京大学出版会。
- 橋本俊詔・浦川邦夫 (2006)『日本の貧困研究』東京大学出版会。
- 徳富智哉・浦川邦夫 (2018)「2000年代における貧困指標の変動要因—要因分解を通じた分析—」『社会保障研究』Vol.2, No.4, pp.551-565。
- ホリオカ, チャールズ=ユウジ・新見陽子 (2017)「日本の高齢者世帯の貯蓄行動に関する実証分析」『経済分析』No.196, pp.29-47。
- 山田篤裕 (2010)「高齢期の新たな相対的貧困リスク」『季刊社会保障研究』Vol.46, No.2, pp.111-126。
- 山田篤裕・四方理人 (2016)「高齢者の貧困の構造変化と老齢加算廃止による消費への影響」『社会保障研究』Vol.1, No.2, pp.399-417。

(はまもと・ちずか)

## Living Conditions of Divorced or Widowed Elderly Women

Chizuka HAMAMOTO\*

### Abstract

This study clarified the living conditions of divorced or widowed elderly women. The data sources for this analysis were obtained from the “Comprehensive Survey of Living Conditions 2013” conducted by the Ministry of Health, Labour and Welfare. Subjects of the study included elderly women in one-person households and households consisting only of a married couple. The one-person households were further classified according to marital status. Utilizing such categories as family income and expenditure and life consciousness, comparisons were made between divorced elderly women, widowed elderly women and elderly women in households consisting only of a married couple, with consideration given to the differences. The results of the analysis appears below: (1) The poverty rate of divorced elderly women and widowed elderly women was more than threefold that of those in married couple only households. (2) The ratio of divorced elderly women, that is, low pensioners was exceptionally high. The main source of income among widowed elderly women was public pension benefits, but the pension benefit amounts provided by the pension system result in a disparity for survivors. (3) Because divorced elderly women are essentially unable to grow their assets, consumption expenditures as a portion of their disposable income are reduced. Divorced elderly women are unable to establish a life-cycle hypothesis. (4) Due not only to household budget circumstances, but also due to their being divorced elderly women itself bears relation to their perception of suffering hardships in their livelihood.

Keywords : Marital Status, Poverty Rate, Divorced or Widowed Elderly Women, One-Person Households, Public Pension System

---

\* Associate Professor, Faculty of Economics, Daito Bunka University